

- 第2次 -

国土利用計画（糸魚川市計画）

平成28年11月



新潟県糸魚川市

目 次

前文

第1 市土の利用に関する基本構想	1
1 市土の概要	1
2 市土利用の諸課題	1
（1）人口減少による市土管理水準等の低下	1
（2）自然環境と美しい景観等の悪化	1
（3）災害に対して脆弱な市土	2
3 市土の基本理念	2
4 市土利用の基本方向	2
（1）適切な市土管理を実現する土地利用	2
（2）自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用	3
（3）安全・安心を実現する土地利用	3
（4）自ら守り育む土地利用	3
5 類型別の市土利用の基本方向	3
（1）都市地域	3
（2）農山漁村地域	3
（3）自然維持地域	4
6 利用区分別の市土利用の基本方向	4
（1）農地	4
（2）森林	4
（3）原野等	4
（4）水面・河川・水路	5
（5）道路	5
（6）宅地	5
（7）その他	5
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標	6
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標	6
（1）目標年次	6
（2）目標年次における人口及び世帯数	6
（3）土地利用区分	6
（4）利用区分ごとの目標	6
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	7
1 土地利用関係法等の適切な運用	7
2 市土の保全と安全性の確保	7
3 持続可能な市土の管理	7

4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	7
5	土地の有効利用の促進	8
(1)	農地	8
(2)	森林	8
(3)	水面・河川・水路	8
(4)	道路	8
(5)	宅地	8
(6)	その他	9
6	土地利用転換の適正化	9
(1)	農地	9
(2)	森林	9
(3)	大規模な土地利用の転換	9
(4)	混在化する土地利用の適正化	9
7	市土に関する調査の推進	9

前 文

第2次国土利用計画(糸魚川市計画)(以下「本計画」という。)は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市が有する地域特性を踏まえながら、長期にわたって安定し、かつ、調和のとれた土地利用を確保することを目的として、本市の区域における国土(以下「市土」という。)の利用に関する基本的な事項について定めたものです。

また、本計画の策定に当たっては、国土利用計画(全国計画)第五次(以下「全国計画」という。)及び新潟県が策定する土地利用計画(以下「新潟県計画」という。)を基本とし、かつ、第2次糸魚川市総合計画基本構想との整合性を図り策定しています。

なお、本計画は、策定後の社会経済情勢の変化などにより、現状と大きな隔たりが生じたときには、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第 1 市土の利用に関する基本構想

1 市土の概要

新潟県の最西端に位置する本市は、長野県、富山県と接しており、746.24km²と広大な面積を有しています。約 51 kmにも及ぶ海岸線、そして、南は新潟焼山、雨飾山等の頸城連峰や朝日岳、小蓮華山等の北アルプス連峰が連なり、谷々には、能生川、早川、海川、姫川、田海川、青海川をはじめとする河川が流れ、その流域や河口部に集落や市街地が形成されています。

また、森林資源、ヒスイ及び石灰石等の鉱物資源並びに水資源等の地域資源が豊富で、糸魚川 - 静岡構造線は日本列島形成にかかわる世界的な学術資源となっており、これら優れた地質資源等がユネスコ世界ジオパークに認定されています。

土地利用の状況（平成 24 年 10 月 1 日現在）は、森林が 86.6%と大部分を占め、次いで農地 3.6%、水面・河川・水路 2.2%の順で、宅地は 1.5%となっています。

2 市土利用の諸課題

(1) 人口減少による市土管理水準等の低下

平成 22 年国勢調査による本市の年少人口（0 歳～14 歳）の割合は、11.7%となっており、全国平均 13.2%、県平均 12.8%と比較して少子化が更に進んでいます。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は、32.9%となっており、全国平均 23.0%、県平均 26.3%を大きく上回っています。

また、平成 27 年国勢調査の速報値による本市の人口は 44,161 人で、平成 22 年国勢調査と比較して 7.4%減少し、今後も出生率の低下や若年層の流出等により減少傾向は続くものと予想されます。

農業を担ってきた世代が高齢化等により廃業するなど、農業従事者の減少が続くとともに、農村部から都市部へ人口移動が生じていることにより、農山漁村地域では、空き家が増加し、農地が荒廃農地となるなど農地や森林等の市土資源の管理水準の低下が懸念されます。

(2) 自然環境と美しい景観等の悪化

本市は、多様な地質資源と変化に富んだ自然に恵まれ、また、ヒスイに代表される固有の歴史文化が育まれ、これらをまちづくりに生かしてきました。こうした地域資源の保全及び活用が評価されたことにより、本市はユネスコ世界ジオパークに認定されており、各種ジオパーク活動により自然との触れ合いの場を創出しながら、自然環境の保全及び活用が求められています。

温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での環境悪化が問題となっていますが、本市においても、人の活動による生態系への影響、身近な自然環境の悪化、農地及び山林の荒廃、廃棄物の多様化及び適正な処理など、様々な課題を抱えており、良好な生活環境の維持に向け、市民一人一人が地球環境への負荷の軽減に取り組んでいく必要があります。

(3) 災害に対して脆弱な市土

本市は、約 51 kmにも及ぶ海岸線を有するとともに、一級河川姫川を縫うように糸魚川 - 静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱えています。

また、多くの中小河川が急流となって日本海に注ぎ、近年の集中豪雨や冬期の降雪もあることから、河川の増水、土石流、地すべり、雪崩等の自然災害が発生しやすい状況となっており、過去にも玉ノ木地区の地すべり災害、柵口地区の雪崩災害、姫川流域の大水害等が発生しています。

自然災害が発生しやすい地形的条件を有し、災害発生による被害のリスクを常に抱えているため、津波、洪水、火山噴火等への対策として、ハザードマップ等により情報を周知し、災害発生時の被害を最小限に食い止める取組が必要です。

3 市土の基本理念

市土は、市民にとって現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、地域の発展や市民の生活に深い関わりを持っています。

したがって、市土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うものとします。

4 市土利用の基本方向

本計画の実現に向け、市土が限りある資源であることから、効率的な土地利用を行うため、各種施策を総合的に推進します。

また、市土における土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図り、持続可能な市土の管理を行うため、地域の主体的な取組を促進します。

(1) 適切な市土管理を実現する土地利用

人口減少等が進展する中においても、都市的土地利用への転換は、ある程度行われるものと予測しています。

今後は、土地の高度利用や低未利用地の有効活用を進めつつ、道路、緑地等のオープンスペースの確保に努めるとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

一方、農地や森林を含む自然的土地利用については、環境保全及び自然の果たす循環システムの重要性に配慮しつつ、農林業の生産活動及び自然とのふれあい並びにゆとりある生活を実現する場として、適正な保全と荒廃農地等の適切な活用を図ります。

なお、森林、原野、農地、宅地などの相互の土地利用の転換は、土地利用の不可逆性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系に与える影響を総合的に捉え、慎重な配慮の下で計画的に行います。

(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

農地及び森林の適正な保全と管理に努め、循環及び共生に配慮した持続可能な土地利用を図るなど、環境への負荷が少ない土地利用を基本とします。

また、恵まれた自然環境や人の営みによって形成される地域固有の風土を生かし、地域に愛着が持て、やすらぎと潤いのある生活環境の形成を図ります。

(3) 安全・安心を実現する土地利用

地震、火山噴火、津波、豪雪、集中豪雨等の自然災害から生命や財産を守るため、水系の総合的管理、農地及び森林の保全と管理、防災拠点の整備並びにオープンスペースの確保等に取り組むことで市土の強靱化を図るとともに、防災ハザードマップなどによる危険箇所に関する情報提供や適正な土地利用を図り、土地の安全性を高めていきます。

(4) 自ら守り育む土地利用

国土利用計画法に掲げる「公共の福祉の優先」「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」などの土地に関する基本理念に基づき、地域の魅力や資源は自ら守り育む市民活動への支援及び育成に努めるとともに、市民、NPO、企業等の多様な主体が連携した土地利用及び維持管理に努めます。

5 類型別の市土利用の基本方向

高齢化及び人口減少が進展する中、本市では「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて、それぞれの地域特性に配慮しながら、計画的な土地利用を図ります。

(1) 都市地域

都市地域においては、土地利用の高度化及び低未利用地の有効活用を進め、安全で安心できる快適な住環境の整備と持続可能で機能的な都市環境の形成に努めます。

また、都市基盤の整備に当たっては、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用並びに公共交通の効率化と利便性の向上を図り、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市地域や周辺の農山漁村地域の相互の機能分担や対流を促進しながら、地域別の役割に配慮した土地利用に努めます。

新たな土地需要に対しては、土地利用転換の不可逆性と自然環境などへの影響から、既存の低未利用地の活用を優先させることを基本とします。

(2) 農山漁村地域

農山漁村地域は、生産と生活の場であるとともに、市土の保全、景観形成、市民への潤いとやすらぎの提供など様々な役割を果たしていることから、6次産業化¹などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等により、健全な地域社会の構築を図ります。

また、農業生産基盤の整備と計画的な森林整備を推進し、経営の安定化及び担い手の育成に努め、あわせて、安全で安心な地元食材の提供、地産地消及び食のブラ

1 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

ンド化を図ります。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて行ける範囲に集約し、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成に向けた取組を推進します。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産基盤及び生活空間として、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に配慮した計画的かつ適正な土地利用を図ります。

(3) 自然維持地域

本市は、2つの国立公園と3つの県立自然公園をはじめ、ユネスコ世界ジオパークに日本で初めて認定されるなど、優れた自然風景地を有しています。自然環境の保全を旨として、動植物の生息及び生育空間の確保や生態系の維持に配慮し、適正な保全に努めます。

森林については、水源かん養機能や保健休養機能等の多面的な機能を生かし、特に、里山を中心として近年求められている自然との触れ合いの場、やすらぎと憩いの場としての利活用を自然環境との調和、各種規制法との調整を図りながら進めます。

6 利用区分別の市土利用の基本方向

(1) 農地

農地は、先祖から受け継いだ重要な地域の資源であるとともに、「食」を支える大切な生産基盤です。効率的利用及び生産性向上に向け、農地の集約化及び大規模化並びに農業生産力の強化に向けて必要となる農地の確保と整備を図ります。

さらに、生産基盤としての機能だけでなく、良好な自然環境の保全、洪水の調節及び固有の地域景観の形成等の多面的な機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 森林

森林は、木材生産等の経済的機能のみならず、市土の保全、保健休養、防災、水源かん養及び固有の地域景観の形成等の公益的機能を有しています。そのため、これらの機能が十分に発揮できるよう、森林の保全と整備を推進するとともに、自然との触れ合いの場及び学習の場として多面的な活用を図ります。

また、市街地及び周辺における森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全及び整備に努め、市民生活に潤いを与える良好な景観形成を図ります。

(3) 原野等

動植物の生息及び生育地等、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、その他については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮し、適正な土地利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、防災上の重要な役割を果たしており、市民の生命や財産を守るため、河川改修や砂防施設等の整備を推進します。

また、水辺空間は市民生活に潤いを与えるとともに、生態系保全の観点からも貴重であり、その保全及び周辺環境に配慮した活用を図ります。

(5) 道路

道路は、市民生活及び地域経済活動に欠くことができない社会資本であり、体系的な道路網の形成のために必要な用地の確保を図るとともに、道路の安全性や快適性の向上、克雪対策及び環境景観保全に配慮し、既存道路網も含めた計画的な整備を推進します。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農地及び森林の適正な管理が行える環境を整えるため、自然環境に配慮した整備を推進します。

(6) 宅地

住宅地については、人口及び世帯数の推移並びに都市化の動向に対応しつつ、克雪対策に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、歩道等の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な宅地の確保を図ります。

また、都市地域においては、土地利用の高度化及び低未利用地の有効活用を進め、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。

工業用地については、就業機会の創出、市民所得の向上、産業振興を図るため、環境の保全及び農林業との調和に配慮した適正な企業立地を促進します。

事務所・店舗用地等のその他の宅地については、商業の活性化及び良好な環境形成に配慮しつつ、土地利用の高度化を図ります。

(7) その他

公用・公共用施設用地については、多様な市民ニーズを踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図るとともに、災害時の活用も考慮した施設整備を推進します。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

(1) 目標年次

本計画の基準年次は平成24年とし、目標年次は平成37年とします。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

目標年次の人口及び世帯数は、平成28年に策定した「第2次系魚川市総合計画」の人口推計を基に、人口40,031人、世帯数16,107世帯とします。

(3) 土地利用区分

土地利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

(4) 利用区分ごとの目標

土地利用区分ごとの目標については、利用区分別の現況及び土地利用転換のすう勢に基づき、目標年次における人口、世帯数、各種事業等の進捗状況を考慮し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整して定めています。

土地利用区分ごとの目標は、次表のとおりですが、数値については、今後の経済情勢の不確定さ等を考慮し、弾力的に運用されるべき性格のものとしてします。

土地利用目的に応じた区分ごとの目標

区 分	平成24年 (ha)	平成37年 (ha)	増減率 (%)	構成比(%)	
				平成24年	平成37年
農 地	2,653	2,523	4.90	3.56	3.38
森 林	64,597	64,582	0.02	86.56	86.54
原 野 等	343	343	0.00	0.46	0.46
水面・河川・水路	1,670	1,665	0.30	2.24	2.23
道 路	1,297	1,331	2.62	1.74	1.78
宅 地	1,131	1,136	0.44	1.52	1.52
住 宅 地	569	570	0.18	0.76	0.76
工 業 用 地	203	194	4.43	0.27	0.26
その他の宅地	359	372	3.62	0.48	0.50
そ の 他	2,933	3,044	3.78	3.93	4.08
合 計	74,624	74,624	-	100.00	100.00
(参考)人口集中地区 (市街地)	610	610	0.00	0.82	0.82

平成24年欄の人口集中地区面積は、平成22年の国勢調査による面積です。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりとします。

1 土地利用関係法等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、全国計画、新潟県計画及び本計画を基本として、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、国土利用計画法に基づく土地売買の届出による情報収集と適正な土地利用の確保並びに地価の安定を図ります。

2 市土の保全と安全性の確保

地震や火山噴火、津波、豪雨等の災害時の市民の安全を確保するため、防災ハザードマップなどによる防災情報の提供、公園及び学校等の災害時の防災機能の充実並びにライフラインの機能強化等を図り、災害危険区域の明確化による市民の避難体制を整備します。

農地及び森林の持つ防災機能や水源かん養機能などの多面的な機能を確保するため、荒廃農地の発生防止や間伐等による森林整備を促進します。また、地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊、雪崩、洪水及び海岸侵食等を防止するため、保全施設の長寿命化対策及び整備を推進することで、市土の強靱化を図ります。

3 持続可能な市土の管理

都市地域においては、都市基盤の集約化に向け、立地適正化計画¹を策定し、居住機能や医療・介護、福祉、商業等の都市機能を都市の中心部や生活拠点等への誘導を推進します。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の利便性・効率性の向上を図り、地域公共交通ネットワークの整備を行います。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぎ、道路等の長寿命化対策も進めることで、持続可能な集落形成を図ります。

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農業生産基盤の整備や農地の集約を推進します。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組を支援します。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

潤いとやすらぎのある市土を形成するため、施設整備に当たっては、可能な限りまとまりのある緑地の確保、親水空間の形成及び保全に配慮します。

また、農地及び森林等は、緑地空間としての役割が果たせるよう保全に努めます。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域及び都市計画法の用途地域の適正な設定に努め、大規模開発行為については、環境保全に配慮した取組を進めます。

1 都市再生特別措置法の改正により制度化された集約都市（コンパクトシティ）形成に係る取組。

公共空間の快適性を確保するため、道路や公共施設等の整備に当たっては、周辺環境に配慮するとともに、地域特性を踏まえ、美しく良好なまちなみや里山の美しい農村景観の維持形成を図ります。

貴重で、希少な動植物の保護を促進するため、計画的に分布調査などを行うとともに、市民や関係団体と協働して動植物の総合的な生育環境の保全に努めます。

5 土地の有効利用の促進

(1) 農地

農業経営の安定化を図るため、土地改良等の農業基盤整備による生産性の高い優良農地の確保を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積を図ります。

また、低未利用の農地については、周辺の土地利用状況を踏まえた有効利用を促進し、効率的な土地利用と生産性の向上を図ります。

さらに、市街地の農地については、市街化の進捗状況等との調整を図りながら、有効かつ適正な土地利用を図ります。

(2) 森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、自然環境の保全や水源かん養等の公益的機能を有しており、森林資源の整備及び計画的な保育を推進します。

また、近年、森林の持つ癒しの効果が注目されていることから、これら森林の持つ特性をいかし、中山間地域の里山などは、自然とのふれあいの場及び観光レクリエーションの場として有効利用に努めます。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した整備に努め、水と人とのふれあいができる地域景観と一体となった水辺空間の形成を図ります。

(4) 道路

道路は、地域づくりの骨格となるものであり、市民の利便性の向上と安全性の確保に向け、計画的に整備するとともに、道路緑化の適正化など、良好な道路景観の形成を図ります。

(5) 宅地

住宅地は、良好な住宅環境の形成に向けて、適正な用途地域の見直しを行うとともに、生活基盤及び生活環境を整備し、住みやすい住環境の向上及び美しいまちなみ整備を進めながら、良好な景観づくりに努めます。

工業用地は、社会経済情勢及び工場立地の動向を踏まえながら、周辺環境との調和及び公害防止に十分配慮し、産業構造の変化やニーズに併せて適切な誘導を図ります。

事務所・店舗用地等のその他の宅地は、商業機能の活性化とあわせて、事業者が立地しやすい環境を整え、土地の有効利用を図ります。

空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握し、空き家情報提供制度による物件登録と利用希望者への情報提供などにより利活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、発生予防・適正管理・除却等に向けた施策を推進します。

(6) その他

文教施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設用地については、各地域の人口動態及び市民ニーズの把握に努め、市民生活上の重要性と環境保全に配慮し、計画的な整備を推進します。

6 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合は、土地利用の不可逆性及び周辺への影響の大きさに十分配慮し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的諸条件を勘案して適正に取り組みます。

(1) 農地

農地の利用転換に当たっては、食料生産の確保、生産性の向上、農業経営の安定及び地域農業や景観などに及ぼす影響に配慮し、優良農地の保全を基本として無秩序な転換を抑制し、生産性の高い優良な農地の確保に努めます。

(2) 森林

森林の利用転換に当たっては、木材生産や安定した林業経営を考慮するとともに、水源かん養機能、市土の保全及び防災など、森林の持つ公益的機能の確保、自然環境及び景観の保全に配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

(3) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換に当たっては、その影響が広範囲に及ぶことから、周辺地域を含め十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全等に配慮し、適正な土地利用を図ります。

(4) 混在化する土地利用の適正化

農地や宅地等が混在する地域では、土地利用の混在による弊害を防止するため、適切な規制と誘導による農地や宅地等との相互の土地利用の調整を図ります。

7 市土に関する調査の推進

効率的な土地利用のためには、土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにする地籍調査は有効であり、理解と協力が得られるなどの条件が整った地域から、地籍調査を実施します。

説 明 資 料

目 次

1	計画策定の経過	1
2	市土の利用区分の定義とその把握方法	2
3	計画の前提となる主要指標	8
	(1) 年齢3階層区分別人口及び世帯数の推移	
	(2) 産業別就業人口の推移	
4	土地利用目的に応じた区分ごとの推移と目標	10
5	利用区分面積と関係指標の推移と目標	11
	(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標	
	(2) 森林面積と関係指標の推移と目標	
	(3) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標	
	(4) 道路面積と関係指標の推移と目標	
	(5) 宅地面積と関係指標の推移と目標	
	(6) その他面積の推移と目標	
6	土地利用転換マトリックス	14
7	市民の意向調査	15
	(1) 市民アンケート調査の概要	
	(2) 市民アンケート調査の内容及び結果	
8	国土利用計画(糸魚川市計画)審議会関係資料	25
	・糸魚川市総合計画等審議会条例	
	・第2次糸魚川市総合計画等について(諮問)	
	・第2次糸魚川市総合計画について(答申)及び 国土利用計画(糸魚川市計画)について(答申)	
	・糸魚川市総合計画審議会委員名簿	

1 計画策定の経緯

年 月 日	経 過 等
平成 27 年 7 月 28 日	第 1 回総合計画審議会（以下「審議会」という。） 国土利用計画（糸魚川市計画）諮問
平成 27 年 9 月 10 日 ～平成 27 年 9 月 30 日	市民アンケートの実施
平成 28 年 4 月 28 日	第 9 回審議会
平成 28 年 5 月 26 日	第 10 回審議会
平成 28 年 6 月 20 日	新潟県との協議（用地・土地利用課、糸魚川地域振興局）
平成 28 年 6 月 10 日 ～平成 28 年 7 月 11 日	パブリックコメントの実施
平成 28 年 7 月 29 日	第 12 回審議会
平成 28 年 8 月 2 日	国土利用計画（糸魚川市計画）答申
平成 28 年 8 月 10 日	市議会全員協議会
平成 28 年 11 月 11 日	新潟県との協議（用地・土地利用課）

2 市土の利用区分の定義とその把握方法

利用区分	定 義
1 農用地 (1) 農地 (2) 採草放牧地	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>
2 森林	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>(1) 国有林</p> <p>ア 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>(2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。</p>
3 原野	<p>「世界農林業センサス林業地域調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。</p>
4 水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>(1) 水面 湖沼（天然湖沼及び人口湖）並びにため池の満水時の水面である。</p>

把握方法

「新潟県農林水産統計年報」の「田」及び「畑」の合計である。
「世界農林業センサス林業地域調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地（野草地）」である。

「国有林野事業統計書」（林野庁）の「機能類型別、林種別面積」の総数から「国有林野貸付使用地の放牧採草地面積」及び「国有林林道面積（併用林道を除く）」を除いたものである。

「国有林野事業統計書」（林野庁）の「官行造林地の林種別面積、林種、成長量」の林地及び除地（林地以外）の合計面積である。なお、計画外地は除く。

「世界農林業センサス林業地域調査報告書」による。

地域森林計画対象及び同計画対象外の私有林面積の合計である。

原野面積は、以下の算式による。

$$\text{原野面積} = A - B - C + D$$

A：森林以外の草生地（世界農林業センサス林業地域調査報告書）

B：林野庁所管の森林以外の草生地（世界農林業センサス林業地域調査報告書）

C：採草放牧地

D：国有林野貸付使用地の放牧採草地

糸魚川市において、B、C、Dは該当するものはない。

以下に掲げるア、イ、ウの面積の合計である。

ア 天然湖沼（面積 10ha 以上のものをいう）

イ 人口湖（堤高 15m 以上のダムをいう）

ウ ため池（堤高 15m 未満の農業用水池をいう）

糸魚川市において、ア、イは該当するものはない。

利用区分	定 義
	<p>(2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。</p> <p>(3) 水路 農業用排水路である。</p>
5 道路	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面からなる。</p> <p>(1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路である。</p> <p>(2) 農道 ほ場内農道及びほ場外農道である。</p> <p>(3) 林道 国有林林道及び民有林林道である。</p>

把握方法

流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出する。

水路面積は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} \text{水路面積} &= (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) \\ &\quad + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率}) \\ \text{「整備済水田」} &\text{とは区画が 20a 以上の水田とする。} \end{aligned}$$

高速自動車国道の面積は、日本道路公団調べによる。

一般国道 8 号は、糸魚川国道維持出張所調べによる。

一般国道 148 号及び県道は、新潟県道路現況調書による。

市道は、糸魚川市道路台帳による。

農道面積は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} \text{農道面積} &= \{ \text{水田地域における農道面積 (A) } \} + \{ \text{畑地域における農道面積 (B) } \} \\ \text{A} &= (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) \\ &\quad + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率}) \\ \text{B} &= (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率}) \end{aligned}$$

林道面積 = 林道面積 × 幅員 (8 m)

林道規定 (48 林野道第 107 号林野庁長官通達) 第 4 条にいう幅員 3 m 以上の自動車道を対象とする。

利用区分	定 義
<p>6 宅地</p> <p>(1) 住宅地</p> <p>(2) 工業用地</p> <p>(3) その他の宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>(1) (2)の区分のいずれにも該当しない宅地。</p>
<p>7 その他</p>	<p>市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。</p>
<p>8 市街地</p>	<p>国勢調査による「人口集中地区」である。</p>

把握方法

「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積（村落地区においては、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの）に非課税地積を加えたもの。

地籍調査実施前後の宅地面積変動率は1.34を標準とする。

以下に掲げるア、イの合計である。

ア 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。村落地区については、地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。

イ 県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。

以下に掲げるア、イの面積の合計である。

ア 従業員30人以上の事業所については、用地・用水編による敷地面積。

イ 従業員10人以上29人以下の事業所については、「用地・用水編」、「産業編」の次の算式により算出した面積の合計。

$$\left(\text{従業員30人以上の事業所の敷地面積} \right) \times \left(\text{従業員10人以上29人以下の事業所の製造品出荷額} \right) \div \left(\text{従業員30人以上の事業所の製造品出荷額} \right)$$

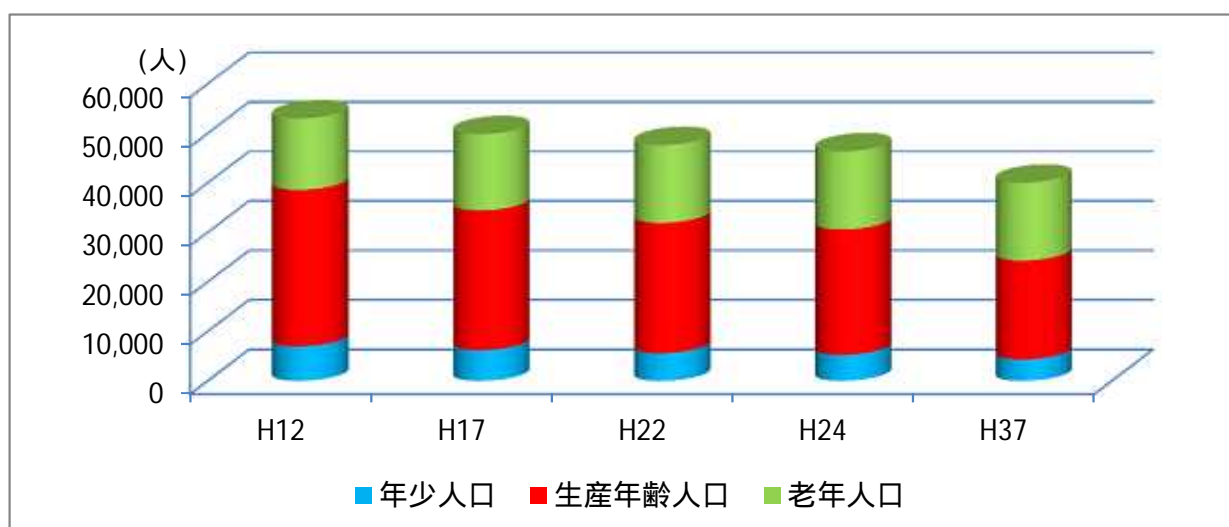
「宅地」から（1）住宅地及び（2）工業用地を除く。

3 計画の前提となる主要指標

(1) 年齢3階層区分別人口及び世帯数の推移

平成28年度に策定した「第2次系魚川市総合計画」での目標人口及び世帯数を基本に、その後も同様の減少率で推移するものとして推計しています。

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
総人口	53,021	49,844	47,702	46,382	40,031
(人)					
年少人口 0～14歳以下	6,983	6,181	5,591	5,249	4,325
生産年齢人口 15～64歳以下	31,636	28,284	26,353	25,363	20,005
老年人口 65歳以上	14,402	15,379	15,702	15,770	15,701
構成比 (%)					
年少人口 0～14歳以下	13.2	12.4	11.8	11.3	10.8
生産年齢人口 15～64歳以下	59.7	56.7	55.3	54.7	50.0
老年人口 65歳以上	27.1	30.9	32.9	34.0	39.2
総世帯数(世帯)	17,692	17,408	17,433	17,144	16,107
1世帯当り人員(人)	3.00	2.86	2.74	2.71	2.49

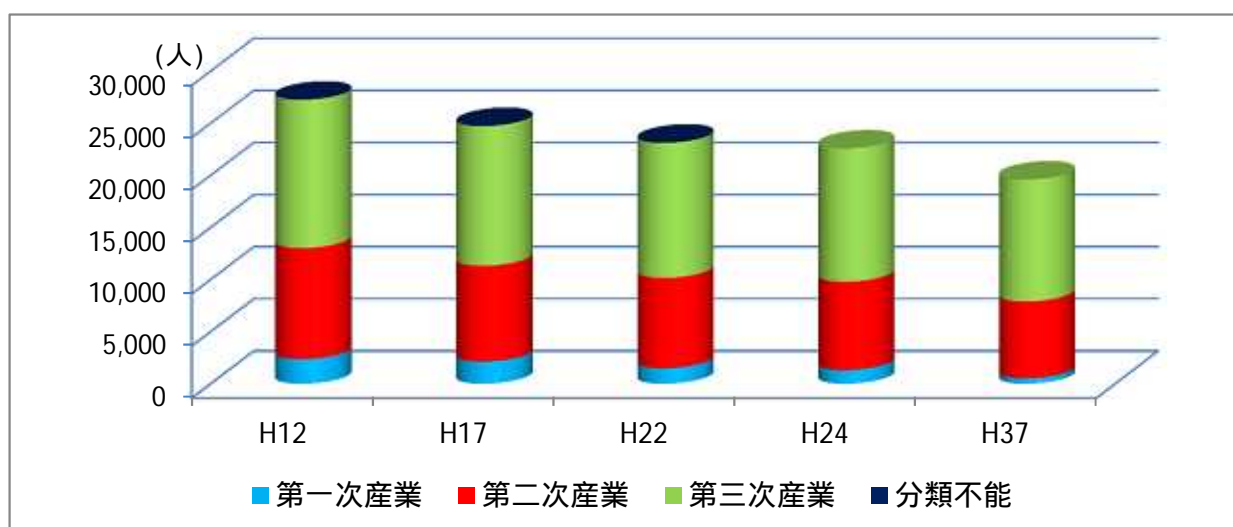


(2) 産業別就業人口の推移

平成27年国勢調査に基づく、産業別人口の発表がなく、推計に必要なデータが揃わないことから、平成28年度に策定した「第2次糸魚川市総合計画」での産業別就業人口を基本に、その後も同様の減少率で推移するものとして推計しています。

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
就業人口	27,251	24,718	23,108	22,568	19,588
(人)					
第一次産業	2,351	2,113	1,474	1,297	508
第二次産業	10,675	9,212	8,691	8,501	7,389
第三次産業	14,225	13,393	12,943	12,770	11,691
構成比 (%)					
第一次産業	8.6	8.5	6.4	5.7	2.6
第二次産業	39.2	37.3	37.6	37.7	37.7
第三次産業	52.2	54.2	56.0	56.6	59.7
就業率 (%)	51.4	49.6	48.4	48.7	48.9

H12年、H17年及びH22年データは国勢調査データであり、分類不能人数は含んでいません (平成12年：6人、平成17年：11人、平成22年：25人)。



4 土地利用目的に応じた区分ごとの推移と目標

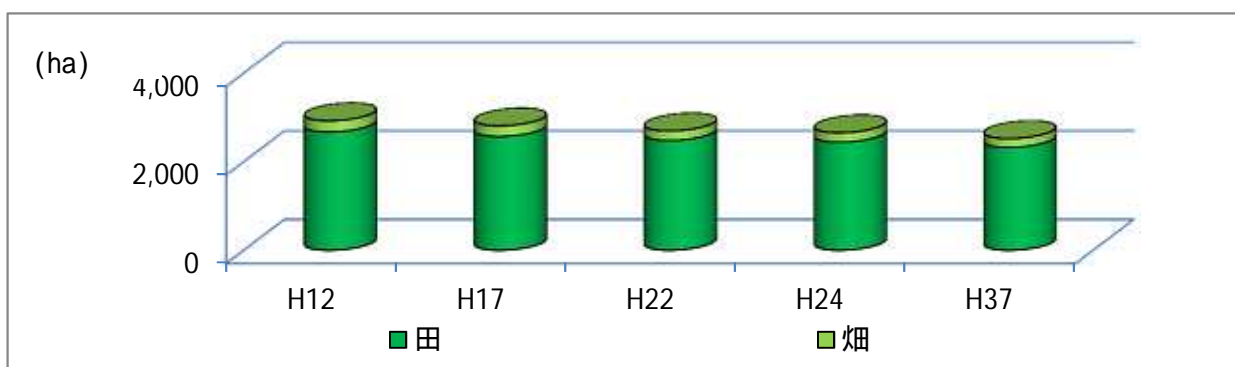
(単位：ha、%)

区分	H12	H17	H22	H24 (基準年次)	H37 (目標年次)	差引 (ha)			増減率 (%)		
						H22-H17 (a)	H24-H22 (b)	H37-H24 (c)	(a)/H17	(b)/H22	(c)/H24
農地	2,925	2,809	2,696	2,653	2,523	113.0	43.0	130.0	4.02	1.59	4.90
森林	64,675	64,641	64,603	64,597	64,582	38.0	6.0	15.0	0.06	0.01	0.02
原野	311	343	343	343	343	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
水面・河川・水路	1,679	1,673	1,671	1,670	1,665	2.0	1.0	5.0	0.12	0.06	0.30
道路	1,159	1,243	1,287	1,297	1,331	44.0	10.0	34.0	3.54	0.78	2.62
宅地	1,076	1,108	1,135	1,131	1,136	27.0	4.0	5.0	2.44	0.35	0.44
住宅地	554	563	577	569	570	14.0	8.0	1.0	2.49	1.39	0.18
工業用地	181	167	178	203	194	11.0	25.0	9.0	6.59	14.04	4.43
その他の宅地	341	378	380	359	372	2.0	21.0	13.0	0.53	5.53	3.62
その他	2,799	2,807	2,889	2,933	3,044	82.0	44.0	111.0	2.92	1.52	3.78
合計	74,624	74,624	74,624	74,624	74,624	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
市街地	606	600	610	610	610	10.0	0.0	0.0	1.67	0.00	0.00

5 利用区分面積と関係指標の推移と目標

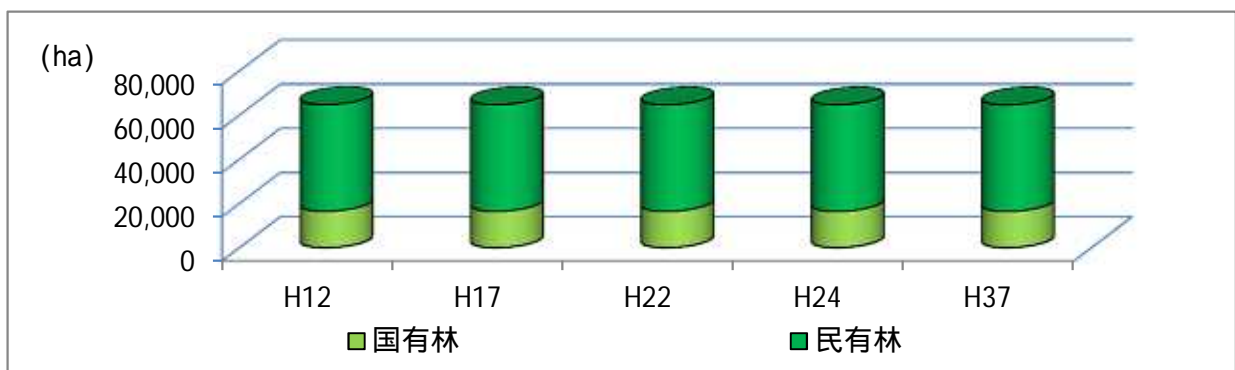
(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
農 地	2,925	2,809	2,696	2,653	2,523
(ha) 田	2,673	2,570	2,480	2,440	2,323
畑	252	239	216	213	200
人口1人当りの面積 (m^2)	552	564	565	572	630



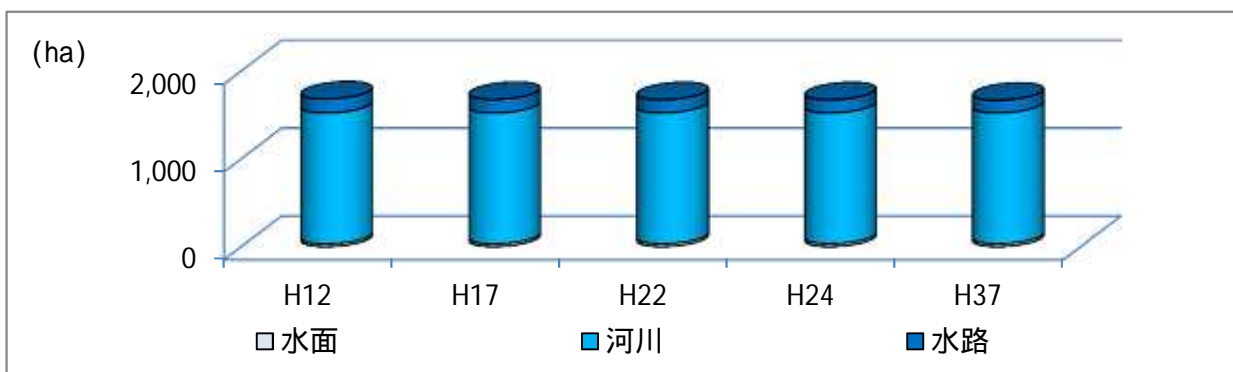
(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
森 林	64,675	64,641	64,603	64,597	64,582
(ha) 国有林	16,490	16,430	16,396	16,396	16,387
民有林	48,185	48,211	48,207	48,201	48,195
人口1人当りの面積 (m^2)	12,198	12,969	13,543	13,927	16,133



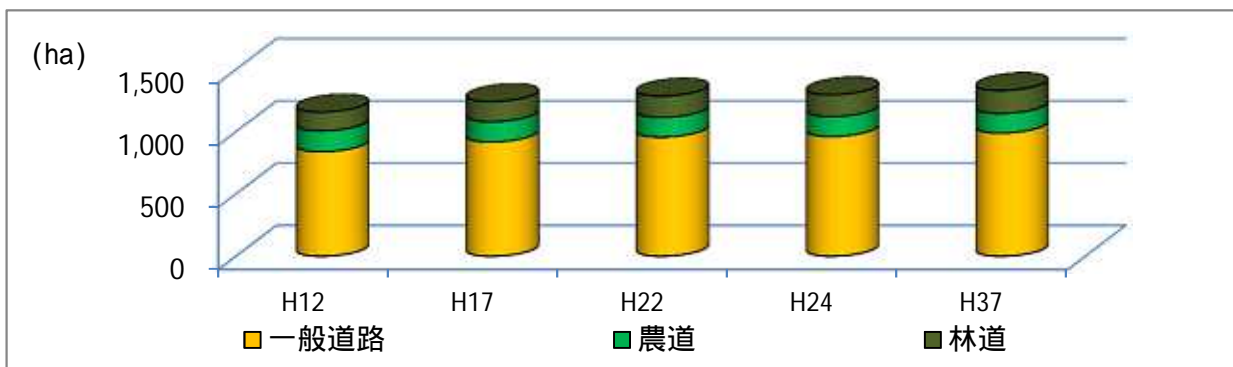
(3) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
水面・河川・水路	1,679	1,673	1,671	1,670	1,665
(ha)	水面	30	30	31	31
	河川	1,490	1,490	1,490	1,490
	水路	159	153	150	149
人口1人当りの面積 (m^2)	317	336	350	360	416



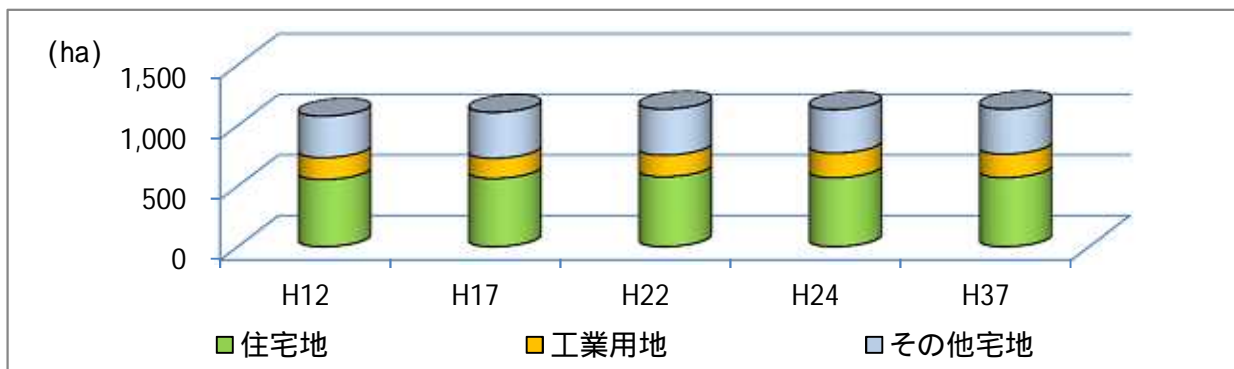
(4) 道路面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
道 路	1,159	1,243	1,287	1,297	1,331
(ha)	一般道路	840	918	957	962
	農道	168	163	159	160
	林道	151	162	171	175
人口1人当りの面積 (m^2)	219	249	270	280	332



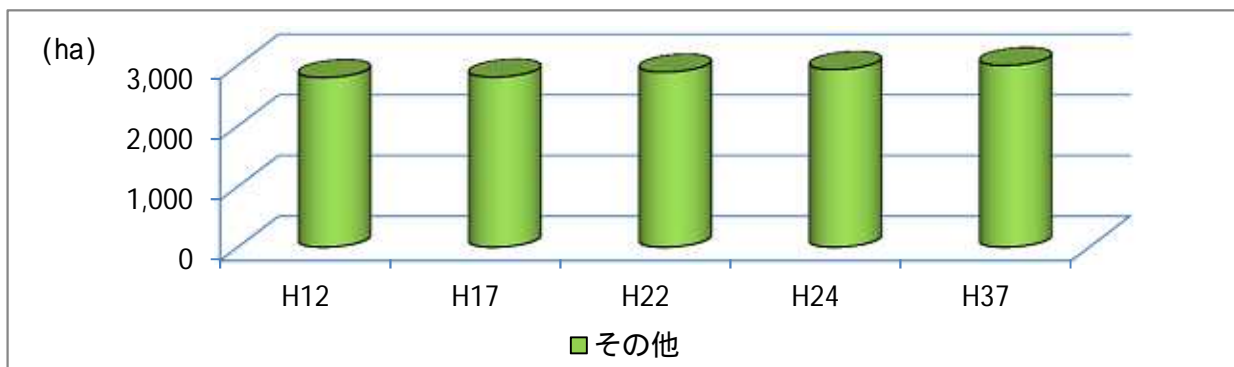
(5) 宅地面積と関係指標の推移と目標

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
宅 地	1,076	1,108	1,135	1,131	1,136
(ha) 住宅地	554	563	577	569	570
工業用地	181	167	178	203	194
その他宅地	341	378	380	359	372
1人当たり面積	202	223	238	244	283
(m ²) 住宅地	104	113	121	123	142
工業用地	34	34	37	44	48
その他宅地	64	76	80	77	93



(6) その他面積の推移と目標

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)
そ の 他	2,799	2,807	2,889	2,933	3,044
人口1人当りの面積 (m ²)	528	563	606	632	760



6 土地利用転換マトリックス

(単位：ha)

	平成24年	平成24年から平成37年間の転換先別面積内訳										行政区域面積の増減	平成37年 + +
		農地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他	合計		
農地	2,653		3.9			6.5	3.9	1.3	1.3	113.1	130.0	0.0	2,523.0
森林	64,597	3.9			13.0					5.9	15.0	0.0	64,582.0
原野	343										0.0	0.0	343.0
水面・河川・水路	1,670									5.0	5.0	0.0	1,665.0
道路	1,297	6.5	13.0			7.8				6.7	34.0	0.0	1,331.0
住宅地	569	3.9				7.8				4.9	1.0	0.0	570.0
工業用地	203	1.3								10.3	9.0	0.0	194.0
その他の宅地	359	1.3								11.7	13.0	0.0	372.0
その他	2,933	113.1	5.9		5.0	6.7	4.9	10.3	11.7	111.0	111.0	0.0	3,044.0
合計	74,624	130.0	15.0	0.0	5.0	34.0	1.0	9.0	13.0	111.0	0.0	0.0	74,624.0

7 市民の意向調査

(1) 市民アンケート調査の概要

- ア 調査の目的 当市では、平成 18 年度に策定した「第 1 次糸魚川市総合計画」の目標とする都市像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、総合的かつ計画的な行財政運営を進めてきました。
この間、世界ジオパークの認定や北陸新幹線の開業など、当市を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、交流人口の拡大や地域経済の活性化が求められる一方で、人口減少や少子高齢化はさらに進行していることから、時代に合った新たなまちづくりの基本指針として、「第 2 次糸魚川市総合計画」及び「国土利用計画(糸魚川市計画)」を策定するにあたり、市民のみなさんのご意見をお聞きし、これまでの取組を検証するとともに、これからのまちづくりに生かすことを目的に実施しました。
- イ 調査の対象 糸魚川市在住の 15 歳以上の男女
- ウ 抽出の方法 平成 27 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳から地域ごとに年齢階層別、男女別の抽出率が等しくなるよう無作為に抽出しました。
なお、地域ごとの抽出数は人口比で按分しました。
- エ 調査者の数 3,000 人
- オ 調査の方法 調査票の配付・回収とも郵送による自記式アンケート
- カ 調査の期間 平成 27 年 9 月 10 日(木)～平成 27 年 9 月 30 日(水)
- キ 回収の状況 有効回収数 47.1%(送付数 3,000 回収数 1,412)

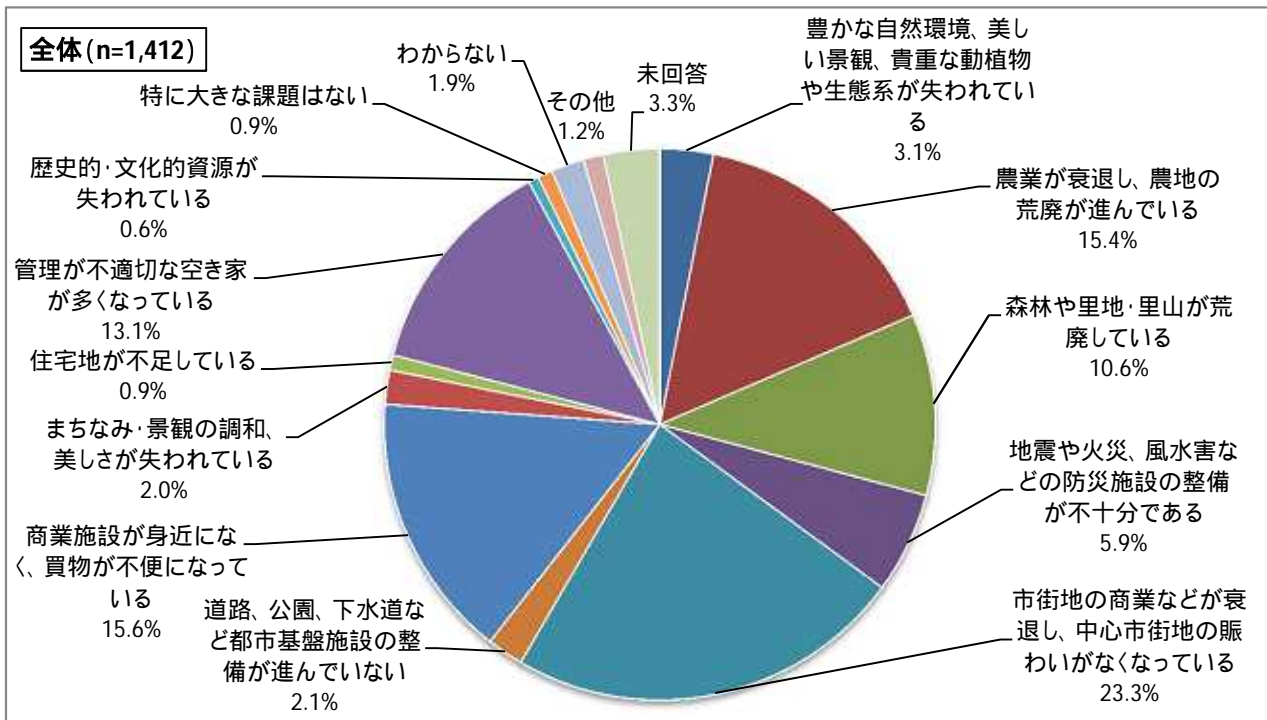
ク 回答者の構成

(ア) 性別	男性	639人 (45.3%)
	女性	715人 (50.6%)
	不明	58人 (4.1%)
(イ) 年代別	15~20歳	46人 (3.3%)
	20代	70人 (5.0%)
	30代	130人 (9.2%)
	40代	183人 (13.0%)
	50代	222人 (15.7%)
	60代	322人 (22.8%)
	70歳以上	407人 (28.8%)
	不明	32人 (2.3%)
(ウ) 職業別	第1次産業	66人 (4.7%)
	第2次産業	192人 (13.6%)
	第3次産業	398人 (28.2%)
	家事	189人 (13.4%)
	無職	373人 (26.4%)
	学生	50人 (3.6%)
	その他	90人 (6.4%)
	不明	54人 (3.8%)
(エ) 地域別	能生地域	262人 (18.6%)
	糸魚川地域	842人 (59.6%)
	青海地域	271人 (19.2%)
	不明	37人 (2.6%)
(オ) 出身地	糸魚川市	1,149人 (81.4%)
	県内外	214人 (15.2%)
	不明	49人 (3.5%)

(2) 市民アンケート調査の内容及び結果

問11 現在の土地利用において、特にどのような点が問題だと思いますか。(3つ)

単純集計



【性別】

男女とも大きな差が見られず、どちらも「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいがなくなっている」割合が20%以上ある。また、女性では「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」割合が男性より4.8%高い数値となっている。

【年齢別】

70歳以上を除く各世代で「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいがなくなっている」割合が20%以上ある。同様に「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」割合も20%近くあり、幅広い世代で不便を感じている結果となっている。

【全体】

「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいがなくなっている」(23.3%)、「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」(15.6%)、「農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる」(15.4%)、「管理が不適切な空き家が多くなっている」(13.1%)、「森林や里地・里山が荒廃している」(10.6%)、が10%超となっている。その他の項目は6%未満となっており、これらの注目度が高い結果となっている。

【地域別】

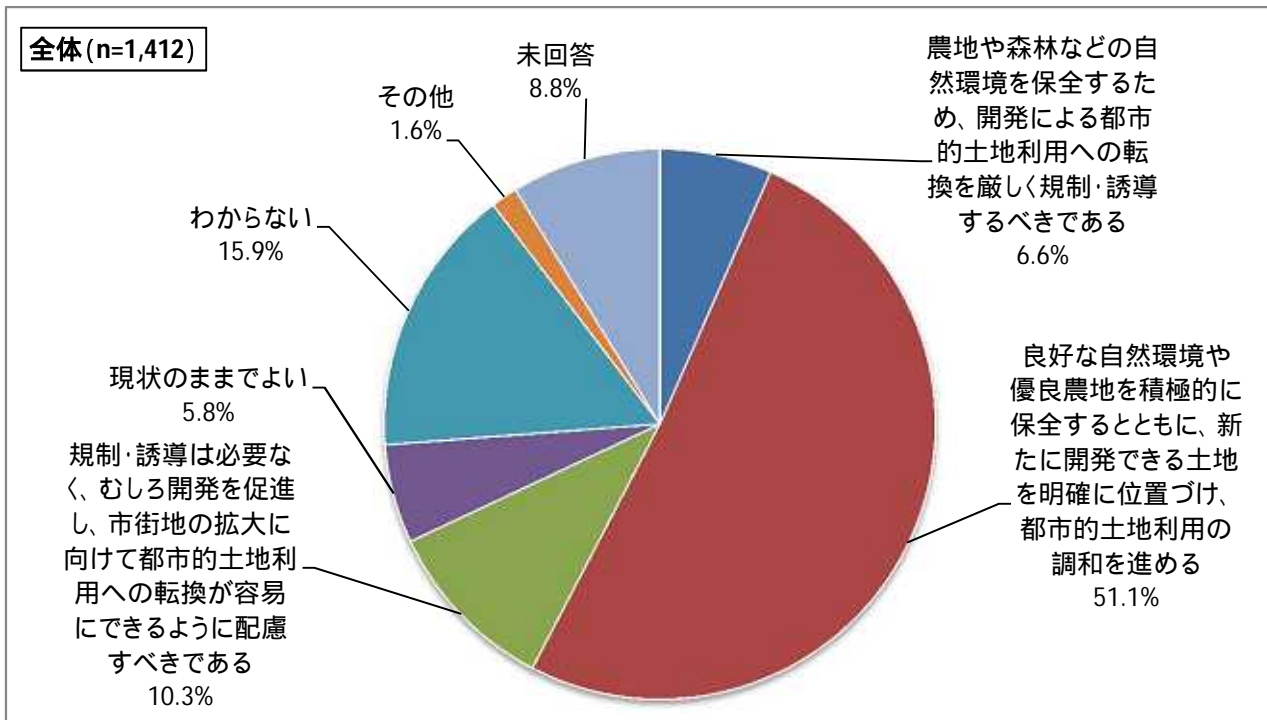
どの地域でも「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいがなくなっている」が20%を超えている。能生地域では「農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる」(19.5%)が、青海地域では「商業施設が身近になく、買物が不便になっている」(19.0%)が高い割合を示しており、地域特性が出ているものと思われる。

【地区別】

西能生・中能生・上南・木浦で「農業が衰退し、農地の荒廃が進んでいる」が、また、西能生・小滝・歌外波・市振で「森林や里地・里山が荒廃している」が、20%を超える割合となっている。また、どの地区でも「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいがなくなっている」「市街地の商業などが衰退し、中心市街地の賑わいがなくなっている」「管理が不適切な空き家が多くなっている」の割合が10%以上と高い数値である。

問12 これからの土地利用の規制のあり方について

単純集計



【性別】

「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発できる土地を明確に位置づけ、都市的土地利用の調和を進める」割合が男女ともに過半数を超えている。また、男性では「規制・誘導は必要なく、むしろ開発を促進し、市街地の拡大に向けて都市的土地利用への転換が容易にできるように配慮すべきである」(13.5%)、女性で「わからない」(20.1%)が高い数値となっている。

【年齢別】

15歳～19歳および70歳以上を除く各世代で「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発できる土地を明確に位置づけ、都市的土地利用の調和を進める」が50%以上と高い数値となっている。15歳～19歳の「わからない」(30.4%)が多いのは自分に関わりがない部分であることが多いと思われる。また、20～40代の働き世代で「規制・誘導は必要なく、むしろ開発を促進し、市街地の拡大に向けて都市的土地利用への転換が容易にできるように配慮すべきである」が10%以上ある。

【全体】

「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発できる土地を明確に位置づけ、都市的土地利用の調和を進める」割合が過半数あり、自然環境や優良農地の保全を進めながら、必要な開発を明確にした土地利用を求めていると思われる。ただ、「わからない」も15.9%あり、関心の薄い層も一定数ある。

【地域別】

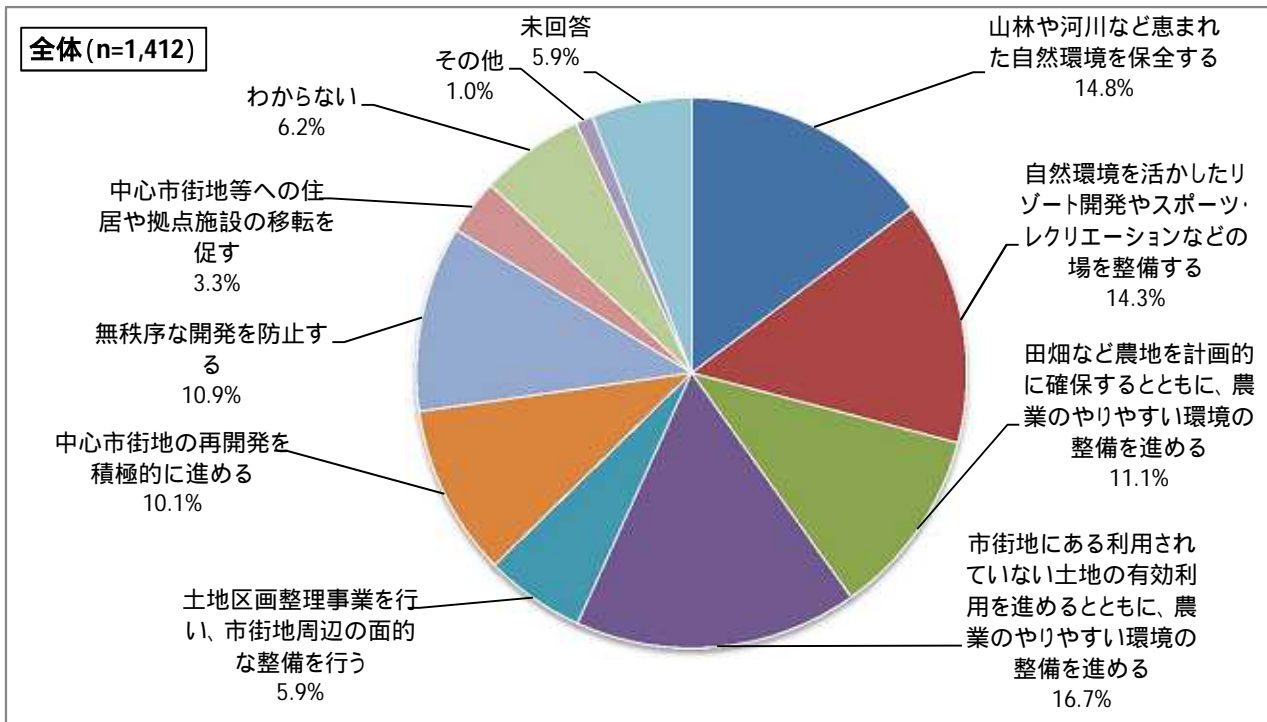
いずれの地域も似たような構成となっており、地域的な特性は見られない。「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発できる土地を明確に位置づけ、都市的土地利用の調和を進める」割合が半数近くを占めている。

【地区別】

小滝・歌外波で「農地や森林などの自然環境を保全するため、開発による都市的土地利用への転換を厳しく規制・誘導するべきである」が25%超となっており、また、小泊・下早川では「規制・誘導は必要なく、むしろ開発を促進し、市街地の拡大に向けて都市的土地利用への転換が容易にできるように配慮すべきである」が約20%あり、地域の特徴が出ているものと思われる。

問13 あなたは、土地利用について、どんな取り組みが重要だと思いますか。(は2つ)

単純集計



【性別】

性別による特徴差はほとんど無い。いずれの選択肢も10%近くある中、「中心市街地等への住居や拠点施設の移転を促す」が男性4.1%、女性2.4%と極めて低い値となっている。また、女性の「わからない」(8.0%)が男性の約2倍となっている。

【年齢別】

15歳～19歳の「中心市街地の再開発を積極的に進める」(21.2%)が他世代と比較して約2倍の割合となっている。また40歳代以下の全ての世代で「自然環境を活かしたリゾート開発やスポーツ・レクリエーションなどの場を整備する」が20%以上となっている。

【全体】

市全体としてはいずれの項目も10%以上あるが、「土地区画整理事業を行い、市街地周辺の面的な整備を行う」(5.9%)、「中心市街地等への住居や拠点施設の移転を促す」(3.3%)が低い値となっている。

【地域別】

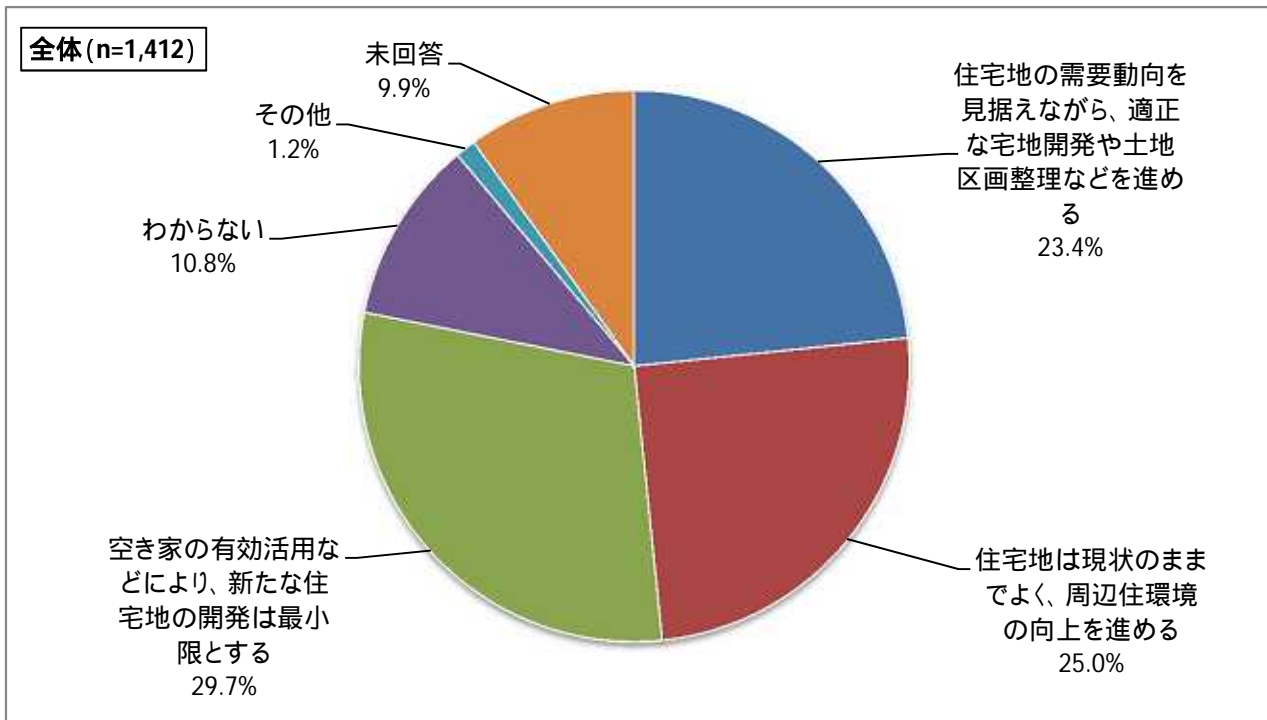
地域による特性も特に見られず、おおむね10%前後の数値となっている。

【地区別】

20%を超えているものとして、小泊・西能生・中能生・上南・下早川・歌外波の「山林や河川など恵まれた自然環境を保全する」、小滝・市振の「自然環境を活かしたリゾート開発やスポーツ・レクリエーションなどの場を整備する」、中能生の「田畑など農地を計画的に確保するとともに、農業のやりやすい環境の整備を進める」、小泊・西能生・上早川・根知・今井・歌外波の「市街地にある利用されていない土地の有効利用を進めるとともに、農業のやりやすい環境の整備を進める」が挙げられる。

問14 あなたは、これからの住宅地域の整備についてどう思いますか。

単純集計



【性別】

男女ともに「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境の向上を進める」「空き家の有効活用などにより、新たな住宅地の開発は最小限とする」の割合が高く、また、男性は女性より「住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める」(26.1%)が5.0ポイント高く、女性は男性より「分からない」が6.6ポイント高い。

【年齢別】

15歳～19歳を除く各世代いずれも「住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める」「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境の向上を進める」「空き家の有効活用などにより、新たな住宅地の開発は最小限とする」の割合が20%程度あり、いずれも重要だと感じている結果となっている。また、15歳～19歳では「わからない」(32.6%)が多いものの、20歳～29歳ではその約半数に、20歳～39歳では15歳～19歳の5分の1強に減っており、世代を経るごとに注目・関心度が高まっているのが見て取れる。

【全体】

「空き家の有効活用などにより、新たな住宅地の開発は最小限とする」(29.7%)が最も高く、次いで「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境の向上を進める」(25.0%)、「住宅地の需要動向を見据えながら、適正な宅地開発や土地区画整理を進める」(23.4%)となっている。

【地域別】

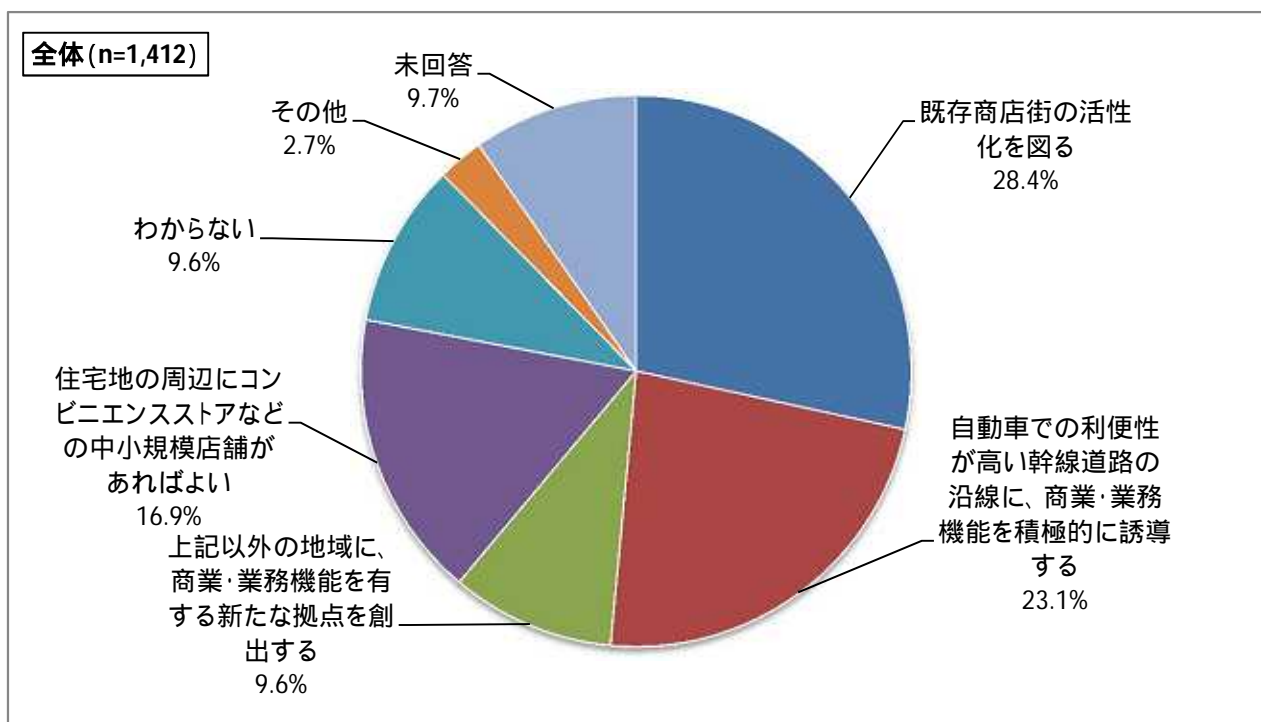
各地域ともに「空き家の有効活用などにより、新たな住宅地の開発は最小限とする」が30%前後と高く、また、青海地域では「住宅地は現状のままでよく、周辺住環境の向上を進める」(29.5%)も同じく高い数値となっており、重要度の高さがうかがえる。

【地区別】

磯部・能生・小泊・木浦・浦本・上早川・糸魚川・青海・歌外波・市振の各地区で「空き家の有効活用などにより、新たな住宅地の開発は最小限とする」が30%を超えた値となっている。身近な環境で目につきやすい問題のため、高い値になったものと思われる。

問15 あなたは、これからの商業地域の整備についてどう思いますか。

単純集計



【性別】

男女ともに「既存商店街の活性化を図る」、「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導する」の割合が高いが、特に女性の「既存商店街の活性化を図る」割合が30.2%と男性より3.6ポイント高い。逆に男性は「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導する」(27.2%)が女性より7.1ポイント高く、意見が分かれる結果となっている。

【年齢別】

「既存商店街の活性化を図る」の割合が15歳～19歳で32.6%、20歳～29歳で41.4%、70歳以上で30.0%と高い数値が目立つ。行動範囲の限られる世代に加え、最も自由度が高い世代でも地元消費を期待しているものと思われる。また、70歳以上で「住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい」(25.6%)の割合が非常に高く、近くで済ませたい要望が見て取れる。

【全体】

「既存商店街の活性化を図る」(28.4%)、「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導する」(23.1%)の割合が高いのに加え、「住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい」(16.9%)も一定の割合がある。

【地域別】

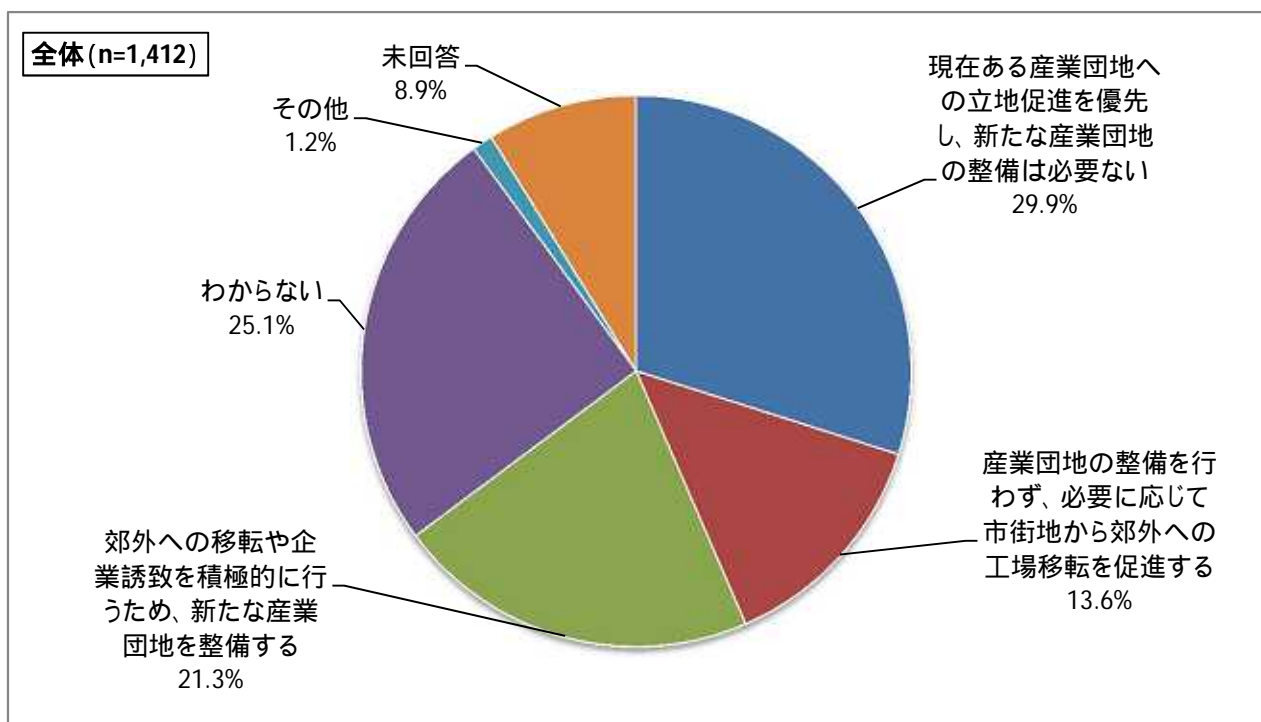
糸魚川・青海地域では「既存商店街の活性化を図る」が3割近い数値の一方、能生地域では25%弱に留まっている。逆に、「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導する」(18.7%)が低く、「住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい」が20.6%と他地域に比べ3～5ポイント程度高い。

【地区別】

木浦での「住宅地の周辺にコンビニエンスストアなどの中小規模店舗があればよい」が47.8%と他地区に比べて飛び抜けて高い数値となっている。商店が無くなった影響が結果に反映されていると思われる。また、小滝・今井で「自動車での利便性が高い幹線道路の沿線に、商業・業務機能を積極的に誘導する」35%を超えており、誘致の強い希望を感じる。

問16 あなたは、これからの工業用地の整備についてどう思いますか。

単純集計



【性別】

女性の「わからない」が3割以上と多いが、全体的な傾向に大きな違いは見られない。

【年齢別】

「郊外への移転や企業誘致を積極的に行うため、新たな産業団地を整備する」の割合が40歳台までは20%以下、50歳代以上になると20%を超えてくる。またいずれの世代も「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」の割合が25%以上と高く、特に30歳代～50歳代にかけて30%以上となっている。

【全体】

「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」が29.9%で一番高く、次いで、「分からない」が25.1%、「郊外への移転や企業誘致を積極的に行うため、新たな産業団地を整備する」が21.3%と続いており、今あるものを活用すればよいが、それ以外の方法はよく分からない、という結果になっている。

【地域別】

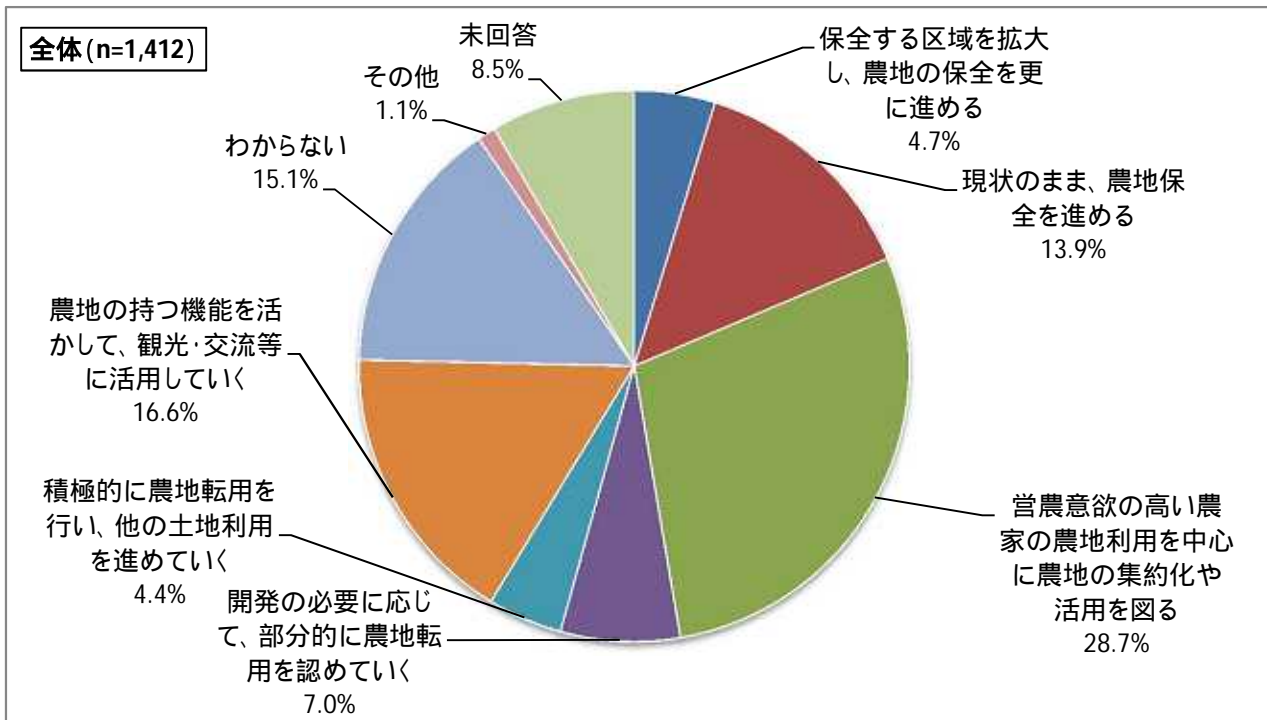
どの地域も同様の結果となっており、「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」が全体の約3割を占めており、次いで、「分からない」が25%前後となっている。

【地区別】

西能生の「現在ある産業団地への立地促進を優先し、新たな産業団地の整備は必要ない」が50.0%、大野が45.7%と突出しており、地域特性が表れている。また、「産業団地の整備を行わず、必要に応じて市街地から郊外への工場移転を促進する」では、小泊・上南・浦本・大野で20%以上、「郊外への移転や企業誘致を積極的に行うため、新たな産業団地を整備する」は木浦・根知・市振で30%以上と目立っている。

問17 あなたは、これからの農地のあり方についてどう思いますか。

単純集計



【性別】

「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の集約化や活用を図る」が男女ともに高く、それぞれ32.9%、26.2%となっている。また、女性の「わからない」が2割近くある結果となった。

【年齢別】

「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の集約化や活用を図る」が30歳代以上で25%以上と高く、特に40歳～69歳では3割を超えている。また20歳代から60歳代までの幅広い世代で「農地の持つ機能を活かして、観光・交流等に活用していく」が2割前後の高い数値が出ている。

【全体】

市全体でも「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の集約化や活用を図る」(28.7%)が一番高く、「農地の持つ機能を活かして、観光・交流等に活用していく」(16.6%)、「現状のまま、農地保全を進める」(13.9%)が続く。また、「分からない」も15.1%あり、全体の第3位となっている。

【地域別】

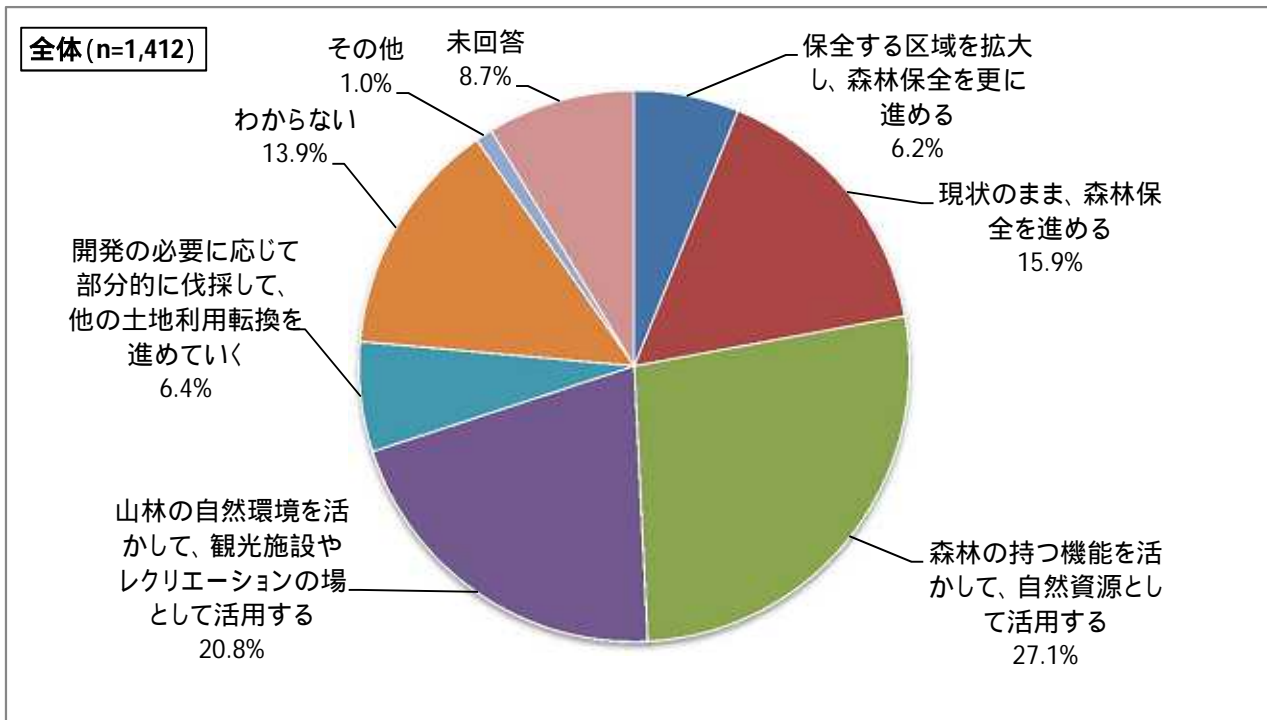
各地域でも「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の集約化や活用を図る」の割合が25%以上と高い。また、青海地域では「農地の持つ機能を活かして、観光・交流等に活用していく」が約20%と高い。能生地域では「現状のまま、農地の保全を更に進める」(16.8%)が他地域よりも3.1%高い結果となっている。

【地区別】

地区別でも「営農意欲の高い農家の農地利用を中心に農地の集約化や活用を図る」の割合が2～3割と非常に高いが、逆に、小泊(10.0%)・浦本(17.9%)・小滝(12.5%)が低い結果となっている。また、「農地の持つ機能を活かして、観光・交流等に活用していく」が木浦(21.7%)・上早川(20.0%)・大和川(21.8%)・青海(20.5%)・歌外波(36.4%)・市振(33.3%)で高い割合を示している。他には、「積極的に農地転用を行い、他の土地利用を進めていく」で小泊が20.0%と他地区が10%以下が多い中で2倍近い値となっている。

問18 あなたは、これからの山林のあり方についてどう思いますか。

単純集計



【性別】

女性の「わからない」の割合が18.7%と高いが、それ以外の項目に男女の大きな差は見られない。

【年齢別】

「山林の自然環境を活かして、観光施設やレクリエーションの場として活用する」の20歳～29歳(34.3%)が最も高く、次いで30歳～39歳(28.5%)となっている。逆に、「森林の持つ機能を活かして、自然資源として活用する」は20歳～29歳が各世代の中で最も低く、11.4%となっている。年代が上がるごとに「森林の持つ機能を活かして、自然資源として活用する」割合が高くなる傾向が見られる。また、15歳～19歳の「わからない」が34.8%と目立つが、本当にわからないものと思われる。

【全体】

「森林の持つ機能を活かして、自然資源として活用する」(27.1%)が一番高く、次いで、「山林の自然環境を活かして、観光施設やレクリエーションの場として活用する」(20.8%)、「現状のまま、森林保全を進める」(15.9%)となっている。

【地域別】

どの地域も「森林の持つ機能を活かして、自然資源として活用する」の割合が25%以上と一番高い。また、能生地域では「現状のまま、森林保全を進める」(21.0%)、糸魚川地域では「山林の自然環境を活かして、観光施設やレクリエーションの場として活用する」(23.9%)、青海地域では「森林の持つ機能を活かして、自然資源として活用する」(28.4%)が他地域より高い数値となっており、僅かながら地域差が感じられる。

【地区別】

他地区より数値の高い目立つものとしては、「保全する区域を拡大し、森林保全を更に進める」では西能生(19.2%)が、「現状のまま、森林保全を進める」では能生(32.9%)・上南(30.4%)・浦本(32.1%)が、「森林の持つ機能を活かして、自然資源として活用する」では中能生(35.0%)・木浦(30.4%)・下早川(31.0%)・大野(37.0%)・根知(36.4%)・小滝(37.5%)・歌外波(45.5%)・市振(33.3%)が、「山林の自然環境を活かして、観光施設やレクリエーションの場として活用する」では磯部(20.0%)・浦本(21.4%)・大和川(25.0%)・大野(23.9%)・根知(21.2%)・糸魚川(28.6%)・青海(22.7%)が、「開発の必要に応じて部分的に伐採して、他の土地利用転換を進めていく」では今井(17.6%)・市振(22.2%)が、「わからない」では磯部(23.6%)・小泊(20.0%)・上南(21.7%)・根知(21.2%)となっている。

8 国土利用計画（糸魚川市計画）審議会関係資料

- ・糸魚川市総合計画審議会条例
- ・第2次糸魚川市総合計画等について（諮問）
- ・第2次糸魚川市総合計画について（答申）及び
国土利用計画（糸魚川市計画）について（答申）
- ・糸魚川市総合計画審議会委員名簿

糸魚川市総合計画等審議会条例

平成17年3月19日条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、糸魚川市総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 糸魚川市総合計画のうち基本構想及び基本計画
- (2) 国土利用計画(糸魚川市計画)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 地区代表
- (2) 学識経験者
- (3) 諸団体役員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について、調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月19日から施行する。

附 則(平成17年6月27日条例第210号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

企 第 99 号
平成 27 年 7 月 28 日

糸魚川市総合計画審議会
会長 中嶋 千代子 様

糸魚川市長 米田 徹

第 2 次糸魚川市総合計画等について（諮問）

市町合併後に策定した糸魚川市総合計画が平成 28 年度に計画期間が終了となることから、合併 10 年間の総括を踏まえ、その後の社会経済環境の変化と当市が抱える課題に的確に対応するとともに、持続可能なまちづくりに向けた行政運営の新たな基本指針として、平成 29 年を初年度とする第 2 次糸魚川市総合計画等を策定したいことから、総合計画基本構想案及び同構想に基づく基本計画案について、答申いただきたく諮問いたします。

併せて、総合計画と関連することから、国土利用計画（糸魚川市計画）案についても諮問いたします。

平成28年 8月 2日

糸魚川市長 米田 徹 様

糸魚川市総合計画審議会
会長 中嶋 千代子

第2次糸魚川市総合計画について（答申）及び
国土利用計画（糸魚川市計画）について（答申）

平成27年7月28日付け企第99号で諮問のあった「第2次糸魚川市総合計画等」の策定について、慎重な調査・審議の結果、別冊の「第2次糸魚川市総合計画基本構想案」、「第2次糸魚川市総合計画基本計画面案」及び「国土利用計画（糸魚川市計画）案」のとおりに答申いたします。

なお、総合計画の推進にあたっては、市民や地域、事業者等と行政による協働のまちづくりを基本に「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」に取り組むとともに、次の事項に配慮されるよう要望いたします。

また、市土の利用にあたっては、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な均衡ある発展に向けて、適正かつ調和のとれた土地利用を行うよう要望します。

記

- 1 子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、郷土愛の醸成と学力向上に向けた教育環境の充実と切れ目のない子育て支援の充実を図ること。
- 2 健康は市民一人一人の願いであり、乳幼児期から高齢期までのライフステージに合わせた健康づくりの推進と併せて、市民が安心して暮らせるよう地域医療体制の維持・充実を図ること。
- 3 市民が住み続けたいと思う賑わいのあるまちづくりを進めるため、市内産業の活性化や若者・女性の働く場の創出など、地域の元気や活気を維持する取組を進めること。
- 4 市民誰もが住みよいまちの実現に向けて、長寿命化対策による公共施設や生活インフラの維持充実と地域の実情に応じた公共交通の確保を図ること。
- 5 熊本地震などを教訓に、市民生活に重大な影響を及ぼす自然災害に備え、安全・安心なまちづくりに向けた地域防災体制の充実を図ること。
- 6 地域の課題を解決し、住みよい地域を維持するため、自治活動の活性化を図るとともに、地域活動を担う人材の確保・育成に努めること。
- 7 厳しい財政状況や変化が激しい社会経済環境に的確に対応するとともに、中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な行財政運営を進めること。

糸魚川市総合計画審議会委員名簿

	区分	氏名	所属	選出区分
1	地区代表	飯田 芳之	能生地域区長連絡協議会	区長会
2		仲林 正之	糸魚川地域連合区長会	区長会
3		渡邊 秀幸	青海地域地区公民館連絡協議会	区長会
4		渡辺 秀彦	公募委員	公募
5		瀬下 忠彦	公募委員	公募
6	学識経験者	古畑 伸一	学校応援隊地域コーディネーター	教育関係
7		加藤 政人	認定農業者	農業関係
8	諸団体役職員	串橋 静江	糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会	福祉団体
9		神喰 正秀	糸魚川市立保育園連絡協議会	保護者会
10		黒坂 アイ子	糸魚川市食生活改善推進委員協議会	健康関係
11		水島 喜代一	糸魚川市体育協会	体育団体
12		渡邊 文恵	糸魚川市文化協会	文化団体
13		朝日 仁美	糸魚川市生涯学習推進委員会	教育関係
14		山田 卓矢	一般社団法人糸魚川青年会議所	青年団体
15		鈴木 秀城	一般社団法人新潟県建設業協会糸魚川支部	産業団体
16		岡崎 忠雄	特定非営利活動法人ぐりーんバスケット	交通関係
17		中嶋 千代子	糸魚川経済団体連絡協議会	産業団体
18		龍見 和弦	糸魚川市観光協会	観光団体
19		松本 利恵	糸魚川なりわいネットワーク	産業団体
20		綱島 喜代子	個店の魅力アップ女性の会	産業団体
21		渡辺 文夫	連合新潟上越地域協議会糸魚川支部	労働団体
22		磯野 幸枝	糸魚川市消費者協会	消費者団体
23	横澤 富士子	糸魚川市男女共同参画推進委員会	男女共同参画	

- 第 2 次 -

国土利用計画(糸魚川市計画)

編集発行 糸魚川市総務部企画財政課

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1-2-5

TEL 025-552-1511(代)

FAX 025-552-8955

E-mail kikaku@city.itoigawa.niigata.jp

ホームページ <http://www.city.itoigawa.lg.jp>